

# 水道料金・下水道使用料

## ◆水道料金 〈令和元年10月1日から〉

区 分		基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
種 別	用 途	使 用 水 量	料 金	
専 用	一般用	8立方メートルまで	1,584 円	164 円
	営業用	20 立方メートルまで	3,612 円	183 円
	浴場用	200 立方メートルまで	23,006 円	164 円
	団体用	20 立方メートルまで	3,992 円	195 円
	工業用	40 立方メートルまで	8,429 円	202 円
	臨時用	20 立方メートルまで	2,344 円	202 円

1 水道の用途、区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般用とは、営業用、浴場用、団体用、工業用及び臨時用以外の用に水道を使用するものをいう。
- (2) 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、貸間業、理美容業、食品加工業、娯楽業、病院及び、これらに類する営業の用に水道を使用するものをいう。
- (3) 浴場用とは、一般の公衆浴場営業の用に水道を使用するものをいう。
- (4) 団体用とは、官公署、学校、事業団体の事務所及び事業所で水道を使用するものをいう。
- (5) 工業用とは、工場の用に水道を使用するものをいう。
- (6) 臨時用とは、建設現場、その他の場所で臨時、一時的に水道を使用するものをいう。

2 超過料金の算定は、基本料金の使用水量を超える使用水量について、1立方メートル(1立方メートル未満の端数を生じたときは、切り上げる。)につき上の表の定額により算定する。

## ◆下水道使用料 〈令和 2 年10月1日から〉

種 別	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
用 途	使 用 水 量	料 金	
一般用	8立方メートルまで	1,345 円	190 円
浴場用	200 立方メートルまで	2,690 円	11 円

一般用とは、第3条に規定する浴場用以外の汚水をいう。